

次期環境基本計画の構成（案）について

- 施策の継続と着実な推進の観点から、現行計画の枠組みを基本軸としつつ、「審議会・部会意見」や「上位計画」を踏まえた内容としていく。
- 2050 年の将来像（目指す姿）と、それに向けて 2030 年までに短期的・重点的に取り組む施策の方向性を示す。（具体的な施策・取組は、環境分野の個別計画（地球温暖化対策・資源循環・生物多様性）において別に示す。）
- 客観的指標は 2030 年度目標の達成を主眼とし、主観的指標は中長期的観点から 2030 年度以降も見据えた内容を検討する。
- 移り変わる時代の中、京都市全体では、担い手不足や活かしきれていないポテンシャルがあるなどの課題があるとともに、環境分野においては、担い手不足だけでなく、活動資源の確保、温室効果ガス排出量の削減ペースの鈍化といった課題のほか、プラごみ対策をはじめとした資源循環の一層の推進が求められている。これらを解決するため、また、将来世代への健全で恵み豊かな環境の継承と持続可能な都市の形成という基本理念の実現に向けて、次期環境基本計画では、「更なる脱炭素化、資源循環の推進、生物多様性の保全・回復の一体的実施」や「環境・経済・社会の統合的な課題解決による、生活の質の向上、都市の成長」、「市民一人ひとりの意識改革」に向けた、今後の環境行政の方向性を掲げる。

【現行計画の構成】 ※現行計画冊子の目次順		【次期環境基本計画の構成（案）】
■基本的事項 計画の目的・位置づけ等	⇒	■基本的事項 計画の目的・位置づけ等
■基本理念	⇒	■基本理念
■環境像 ※京都市基本計画で掲げる未来像の 1 つ 地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』	⇒	（「環境像」という呼び方も含め整理） ※新京都戦略（柱 5） 豊かな自然・歴史的景観と地域の魅力を活かした「自然環境と調和する持続可能なまち」
■施策体系	⇒	■施策体系
■環境配慮指針	⇒	■環境配慮指針 本市の課題の解決や、可能性（ポテンシャル）の活用に向けた、新たな指針を作成（名称や位置付けも検討）
■進行管理	⇒	■進行管理

次期環境基本計画の構成（案）について

現行計画の構成	方向性、記載内容のイメージ	左記の考えに至る 審議会・部会意見等との紐づけ	分野別計画との 棲み分け
＜基本的事項＞ ○計画の目的・位置づけ等 環境基本計画の策定根拠、策定目的、策定による役割・機能を示す。	(1) 京都市環境基本条例（平成9(1997)年4月施行）第9条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱（基本施策）などを示す環境行政のマスタープランである。 (2) 「長期ビジョン（次期京都市総合計画）」の分野別計画であるとともに、環境分野の分野別計画の上位計画として施策の方向性を示す。（具体的な施策・取組は、環境分野の分野別計画において別に示す。） (3) 上位計画等や、環境の分野別計画の計画期間を鑑み、2050年の長期的目標・基本方針を掲げるとともに、具体的取組及び進行管理の対象期間は5年間（2026-2030）とする。 ※現行記載（中間見直し時に追記）の「新型コロナウイルス感染症」関連は削除する。	(1) 本市整理 (2) 本市整理 (3) 別添2の上位計画等の状況に関連 (3) 別添1の審議会・部会意見（「1(3)」）に関連 ・新しい時代の環境を盛り上げていく考えでいくと、計画年次が2030年までというのは少し早い。	

現行計画の構成	方向性、記載内容のイメージ	左記の考えに至る 審議会・部会意見等との紐づけ	分野別計画との 棲み分け
＜基本理念、環境像＞ ○基本理念 本市環境行政推進の根底であり、市民・事業者の皆様と一体となって取り組むための根本的な考え方を示す。 ○環境像 基本理念に基づく、環境面から見たまちのあり方の目標像として、市民の皆様に共通認識としていただくために示す。	(1) 基本理念については、環境基本条例に掲げる内容を基本とし、まち全体のありかたについては上位計画等（長期ビジョン（次期京都市基本計画）、新京都戦略）との整合も図る。 (2) 環境像について ※「環境像」という呼び方も含め整理を図る。 ①市民・事業者の皆様に、環境面から見たまちのあり方の目標像の具体性を持っていただくとともに、上位計画・分野別計画との整合を図るため、2050年の姿とする。 ②生物多様性プランの「自然を慈しみ」や、地球温暖化対策計画における「将来の世代が夢を描ける」（→参考資料2①）といった、ウェルビーイングの観点から大事な、人の営みと関連深い要素を組み込むことを検討する。 ③京都の課題や社会問題を統合的に解決し、京都のまちの魅力向上に向けた観点を含めたものとする。 ④市民や事業者の皆様がイメージしやすくなるよう、ワークショップなどを実施し、具体化を図る。 ⑤滞在者の方とも共有できるものになるかを検討する。	(1) 別添2の上位計画等の状況に関連 ・自然への畏敬と感謝を抱けるまち【長期ビジョン】 ・豊かな自然・歴史的景観と地域の魅力を活かした「自然環境と調和する持続可能なまち」【新京都戦略】 (2) 別添2の上位計画等の状況に関連 ・三位一体、環境・経済・社会の統合的な課題解決【新京都戦略、市政の点検結果】 (2) 別添1の審議会・部会意見（「1(4)」）に関連 ・環境を活かした取組が、社会問題（少子高齢化等）の解決につながる。	

現行計画の構成	方向性、記載内容のイメージ	左記の考えに至る 審議会・部会意見等との紐づけ	分野別計画との 棲み分け
＜施策体系＞ ■全体の枠組み (4つの長期的目標と、関連する指標、10の基本施策により構成) ■構成要素 ○分野別長期的目標 各分野において実現していく姿(方向性)を、見出しと文章により示す。 ○環境指標 (→参考資料2①) 施策・取組の状況を客観的な数値で評価する「客観的指標」と、市民の皆様の実感度に係るアンケート調査により評価する「主観的指標」があり、計画の点検・評価においては、両面から総合的な評価を行う。 ○基本施策 分野別長期的目標の実現に向けての施策の方向性を、見出しと文章により示す。	(1) 2050年の環境像や、分野別計画中間見直しの検討状況との整合を図る。 (2) 分野別長期的目標には、2050年の目指す姿と、その実現のために必要となる取組について記す。取組については、必要に応じて2030年以降もイメージした、長期的に取り組んでいく内容も記載する。 (3) 環境指標は、主観的指標については、可能な限り2050年をイメージした長期的な目標の実現状況を把握しようとするものにするとともに、客観的指標については2030年を進行管理上の目標年次とする。 (4) 基本施策については ①2030年までに取り組む内容を基本とする。 ②新京都戦略で掲げる短期的重点戦略のリーディングプロジェクトを盛り込む。	(1) 別添1の審議会・部会意見(「1(1)」)に関連 ・大きくは変えずに、マイナーチェンジや基本軸にしながら少しずつ更新。 ・従来の計画を基礎にしつつ、加えて新しい視点を持つ。 (2) 本市整理 (3) 別添1の審議会・部会意見(「1(2)」)に関連 ・新しい時代の環境を盛り上げていく考えでいくと、計画年次が2030年までというのは少し早い。 (4) 別添2の上位計画等の状況に関連 ・京都の自然の素晴らしさを身近に感じ、愛着を深める取組を推進するなど、市民・事業者・観光客などの多様な人々が自然に触れる機会を創出【新京都戦略】 ・「豊かな脱炭素社会」を実現し、生態系や水、大地・森林など、みんなの財産である自然環境の保全と同時に経済価値を創出するため、サーキュラーエコノミーを体現したビジネスモデルの創出【新京都戦略】	分野別計画見直しの積み上げを踏まえる

現行計画の構成	方向性、記載内容のイメージ	左記の考えに至る 審議会・部会意見等との紐づけ	分野別計画との 棲み分け
＜環境配慮指針＞ ○各主体（市民、事業者、本市）の環境配慮指針 市民、事業者の皆様が、日々の暮らしの中で実践可能な環境に配慮した行動を促進するために示す。 併せて、本市の環境配慮の基本的内容を示す。	(1) 本市の課題（担い手不足、ポテンシャル活用）の解決や、可能性（人的資源の分厚さ（新しい公共）、各地域特性の創出、三位一体）の促進に向けた、新たな指針を作成する。ただし、名称や位置付けも含め検討する。 (2) 主体別指針 ①施策体系の記載までは、本市主導の内容を掲げており、市民、事業者から見ると、自分事になりづらいイメージがあるため、市民、事業者主導の、広く一般的に誰でも実践できる行動を例示としてお示しする。 ②加えて、自分に合ったものを選択して取り組むことができるように多様な取組を掲げる。 ③また、「食」や「プラスチック」といった種類や、環境の要素（脱炭素・生物多様性・資源循環・環境教育）別に得られる価値を整理し、分野のつながりが理解できるようなものにする。 ④滞在者の取組も検討する。 (3) 土地種類別指針 ①土地から得られる環境の恵みが高まるような配慮の指針を示す。 ②森林・農地・水域・緑地といった土地の種類ごとに、環境の要素（脱炭素・生物多様性・資源循環・環境教育）別に得られる環境の恵み（ポテンシャル）を整理し、土地のあり方を活かした、その恵みの価値を高めていくための指針を定める。 (4) いずれの指針も硬直的なものとならないよう、継続的に改善・更新していくようなものとするを旨とする。	(1) 別添 2 の上位計画等の状況に関連 ・担い手不足、ポテンシャル活用、新しい公共、三位一体【新京都戦略】 (1) 別添 1 の審議会・部会意見（「3(1)、(2)」）に関連 ※別添 1 参照 (2) 別添 1 の審議会・部会意見（「3(1)、(2)」）に関連 ※別添 1 参照 (3) 別添 1 の審議会・部会意見（「3(1)、(2)」）に関連 ※別添 1 参照 (4) 本市整理	

現行計画の構成	方向性、記載内容のイメージ	左記の考えに至る 審議会・部会意見等との紐づけ	分野別計画との 棲み分け
＜計画の進行管理＞ ○進行管理体制 条例に基づく進行管理の規定など、進行管理の実施方法について示す。 ○環境指標の活用 施策の進捗状況を、人々の意識や行動の状況等とともに、環境指標（主観的指標、客観的指標）を用い把握し、点検することで次年度以降の施策の在り方を検討する。	(1)PDCA サイクルによる計画の進行管理の考え方と、年次報告書の作成、環境審議会の意見聴取などの進行管理の実施方法について、現行計画を基本軸としつつ記載する。 (2)主観的指標の把握に用いるアンケートについては、現行計画における各施策の進行管理のエビデンスとなる客観的指標を補完し、時節に応じた設問設定を行うことで、人々の意識や行動の状況を把握している。これについては、ウェルビーイング重視の観点からも役立つものであり、そのことを明記する。	(1) 別添 1 の審議会・部会意見（「1(1)」）に関連 ・大きくは変えずに、マイナーチェンジや基本軸にしながらしつつ更新。 ・従来の計画を基礎にしつつ、加えて新しい視点を持つ。 (2) 別添 1 の審議会・部会意見（「1(2)」）に関連 ・京都市の環境基本計画の特徴として、主観的要素を評価要素に入れており、ウェルビーイングの向上という形で、滞在される方も含め、コミットしていただく。	